

新政権の農業政策への期待と注文

新政権の発足後約半年を経て、政策の方向性や施策の内容が徐々に明らかになりつつある。農業政策についても同様であるが、過去に「猫の目農政」とまで言われ、急激な方向転換ができない農業だけに現場では期待と不安が入り混じった状況といえよう。なかでも、選挙公約の柱の一つである「戸別所得補償制度」については、その初年度として「モデル対策事業」が4月からスタートすることから、現在各地でその説明会が行われている。

「戸別所得補償制度」が狙いとするとところは、従来取り組みの弱かった食料自給率の向上に力点を置きつつ、生産費を大きく下回る米価のもとで、経営悪化が続く水田経営の立て直しにある。従来の「経営所得安定対策」と大きく異なる点は、支援対象者と40年にわたり続く米生産調整の扱いである。従来は、認定農業者および一定の条件を満たす集落営農組織で、かつ米の生産調整達成者についてのみ支援の対象にしてきたが、まずはすべての販売農家を支援対象にしたことである。すなわち、「水田利活用自給力向上事業」では、麦、大豆、米粉・飼料用米等の生産については、生産調整達成にかかわらずすべての販売農業者に対して支援を行うこととなった。

また、「米戸別所得補償制度」でも、すべての販売農家（稲共済加入者等）に対して、基準となる標準的（全国一律）な生産費用が標準的な販売価格を下回った場合、その差額相当分を助成するというものである。従来の方式では、基準となる標準的収入（3カ年平均）が当年産収入を下回った場合、その差額の9割を補てんするものであったが、これでは販売価格が低下し続けられ、生産コストに関係なく、限りなく収入が減り続けるという、いわば「歯止め」が措置されていなかった。今回の支援制度の最大の特徴は、「基準」が標準的な収入から生産費に改められ、再生産が可能な価格保障および所得補償という考え方が組み込まれた点であろう。農業者の高齢化が進み、荒廃農地が拡大を続ける中で、今回の支援策は、小規模農業経営であっても意欲のある経営に対する支援でもあり、農業者が安心して生産を行う環境づくりの、そして2020年の自給率目標50%に向けての第一歩として期待するところである。

当面、米の需給調整等がどうなるのかといった心配も聞こえる。とはいえ、重要なことは、先進国では例がないほど低い自給率の現状や世界の食料事情が不安定で逼迫傾向にある中で、食料主権の確立という国の役割としての備蓄の強化とそれを保障する農産物貿易のルール化といった中長期的な取り組みの強化も忘れてはならないということである。さらにいえば足元では、食育教育と結びつけた地産地消を基礎に置いた完全米飯給食の強化といった複眼的な取り組みも欠かせない。

農村金融研究会 木原 久

本号の目次

新政権の農業政策への期待と注文（木原 久）	1
時評 資本主義の無限の欲望と抑制装置としての協同組織金融（長谷川 勉）	2
第94回研究会「報告要旨」（2010.1.28）	5
協同金融に期待する（関 英昭）	
会員の声 JFマリンバンクと組合員（濱田武士）	8
第7回シンポジウムのお知らせ	10

2010年2月発行【編集・発行者】協同金融研究会（事務局長・小島正之）

〒102-0085 千代田区六番町15 (財)生協総合研究所内 03-5216-6025 FAX 03-5216-6030

URL : <http://www.co-op.or.jp/ccij/> (生協総研のホームページに掲載されています)

時評

資本主義の無限の欲望と抑制装置としての協同組織金融

日本大学 長谷川 勉

いにしへの時代においては、私たちの様々な欲望は様々な神によって制御されていました。しかし、その欲望は我々の社会から神を退け、その巨大なエネルギーを自由に発散させるべく、共同体を超え、自由に飛び回るようになります。協同組織金融機関はこうした無限の欲望に拮抗する装置であったし、あるように思われます。

協同組織金融機関が存在しない世界をまず考えてみましょう。その世界において、一般の金融機関から何らかの理由により資金を借りることができない、あるいは高い金利または不利な取引条件で借りなければならぬ人々が現れてきます。これらの人々は、このような状況を改善すべく、協同して組織を創設したものが、協同組織金融機関です。このように、基本にお金を借りるための組織であり、今日のように積極的にお金を運用するような組織ではありません。もし、多数の人々からお金を集めて運用することを主業務とする組織であるのなら、それは単に投資クラブにすぎません。

さて、お金はどこからくるのでしょうか。それは、組織を創設したメンバーからであり、あるいはメンバー以外の人々です。前者は、お互い様の構図であり、後者はメンバーが協力し合って造り上げた信用を基礎として外部から資金を調達する方法です。いずれも、やり方は異なりますが、協同がみられることには変わりがなく、協同組織といわれるゆえんがここにあるわけです。

日本経済が資本を蓄積し、低成長を迎えている中、資金需要に精彩を欠き、またそのため資産運用に金融業が傾斜していることは否定できない事実です。しかし、お金が利を求めて、地域の境界を越え、国を越え、世界を彷徨えば彷徨うほど、地域は疲弊していくのです。

資金循環の地域における完結性を高める工夫が今ほど求められている時期はなく、またその可能性、言い換えれば資金需要は地域に残されて、協同組織金融の到来を待っています。協同組織金融にとって必要とされていることは、そうした需要を見つける意思と眼です。

これから述べる無限の欲望に知らず知らずのうちに引き込まれ、貴重な資源を浪費してしまうことはありません。また、かつてはお金が絡むことがなかった領域、例えば家庭での食卓、子守り、防犯、多くの共同作業にお金が介入するようになってきています。それらは、無限の欲望が生活全般に入り込みつつあることの現れでもあります。しかし、金や資源が無限にあるわけではなく、やがて限界に突き当たります。そこには、不満、喪失感が現れ、私たちの心を蝕み始めます。私たちは、金銭的リターンに代わる何らかの新しい尺度を必要としているのかもしれません。協同組織金融も会員・組合員もすべてが変わる時なのです。

ただ、そうした手法を体得する前に、少し資本主義世界の根本について試してみよう。象徴的にいえば、われわれの社会はカジノ資本主義によって運行されています。そこでは、多くの人々が、知らず知らずにお金を何かに賭けている状態を指します。賭けているものの価格が上がれば、儲かりますし、下がれば損をします。賭けている人の努力や労働時間とは関係なく、市場の状態によって決まってしまう。私たちは、知らず知らずに

手の届かない場所にお金をかけているのです。あたかもカジノの世界にいるようなものです。現実の社会からは遠い世界のことと思われるかもしれませんが、我々の市場に対する確固たる姿勢を今後確立するためには、時として遠回りすることも必要です。

資本主義の精神

一言でいえば、私たちは、なぜ企業を興すのか、なぜ県境を越え、国境を越え、未開の地を開拓し、次々とこれらを繰り返していくのかについて心の面から探った結果が、資本主義の精神すなわち、あらゆるものに対する尽きることない無限の欲求です。

この点について、ゾンバルトという学者はⁱ、かなり早い段階、すなわちローマ帝国滅亡以来から資本主義の精神があり、それが資本主義発展の基礎を造成したと述べています。つまり、この点に、彼は資本主義発展の駆動力をみています。そして、その精神とは、黄金欲（後に金銭欲に変化する）と企業精神でありました。これは様々な制度的な機関の成立を促すとともに、諸民族を海外における征服と企業へと駆り立てました。そこには、予想もされなかった豊富な貴金属の鉱山が出現し、より一層彼らの企業精神と黄金欲を促進し、また植民地の形成を促すことになり、企業精神は、当初貴族の間に存在していましたが、やがて、家計においては節約・計算する精神をもった市民層間に伝播し、暴力的な色彩から平和的な手段へと富の獲得手段も変わってくることになります。

要は、封建的な制度に関わりなく、かなり以前から資本主義の精神は存在していたというのであり、それは巨大であり、一国に止まるようなものではなく、国境を越えて、活動する精神として捉えることができます。通常、資本主義の発展史は一国単位で考察される事が多いのですが、彼の資本主義精神にとって、国境は意味がなく、逆に、国境を越えるほどの力がなければ駆動力とはなり得ないのです。

さらに、資本主義の発展とともに、「熱情的な無限への欲求と冷静な合理的判断とのこうした奇しき混合体は、さらに（外部的に）ますますひろく膨張ⁱⁱ」していったということ、つまり初期に見られた非合理的な精神と後に現れる合理的な計算という矛盾する精神が一体となり、最初においては、企業家層全体がそれらに支配され、その後多くの労働者を含む市民に蔓延し、同時に地理的にも拡大していったということです。今日に繋がる資本主義の精神はこのような意味において、地理的にも、階層的にも、広範囲に蔓延していたし、していると考えられます。一般的には、それは、拘束のない場において発揮されやすい。宗教的・政治的・社会的・経済的拘束からの開放はこの精神の活動にとって重要なのです。その意味で、市場は開放区の一つである。そこで、資本主義と市場経済の関係について次にみてみることにしましょう。

自由な市場経済 資本主義精神の舞台として

市場が資本主義の精神つまり無限の欲望の実現の場を提供するようになった経緯について、ヒックスは、少々難しい言い方かもしれませんが、伝統と慣習と誰かの指令が支配する経済から市場経済への移行あるいは非市場的領域から市場領域の誕生という形で述べていますⁱⁱⁱ。異なった視点から見れば、市場そのものだけでなく、市場を成立させる諸要因、例えば、慣習、法、文化等が市場志向的になればなるほど、その目的に則してより良く機能する。つま

り、私たちの身の回りにある諸制度は欲望を実現しやすいように徐々に整備されたのであり、規制緩和なる言葉はその一つの象徴なのです。

簡単にいえば、伝統的な束縛から解放されて自由に選択できる社会に変化しつつある状態を意味しています。

現在、世界経済における資本主義のより一層の浸透と深化、そして非経済的と考えられてきた領域への浸透と深化という二つのレベルにおいて、資本主義は過去に比べて、広がっており、無限の欲望・拡張の論理はその浸透度を強めています。後者について、ミシェル・ボー^{iv}の認識は、経済が社会を支配する時代であり、経済的根拠が他に優先し、人々の間では、経済的思考が絶対的な尺度となりつつあることにあります。ここでは、人と人の関係は金銭的關係に置換され、また、幸福や生活水準という考えも、すべて経済成長に依拠し、やがて成長そのものが目的となり、ここでも貨幣が唯一の尺度となっているといえます。

他方、前者すなわち世界経済における資本主義の深化については、グローバル化という言葉がもっともそのことを象徴しています。ウォーラスティンは、早い時期から資本主義を世界経済として規定してきましたが、現在のグローバル化は、その延長線上にあり、より深化した形態を採っているといってもよいかもしれません。多国籍企業の活動、国際的な資金取引、様々な取引慣行の同質化、文化の類似化等はその好例であります。多国籍企業は、より有利な生産条件の地を求めて、あるいは無限の欲望に支えられた消費地を求めて、国境を超え、地球的規模で展開しています。同様に、資金も利潤を求めて、短期化し、彷徨しつづけ、決して定住することはありません^v。他方、政府や自治体は、そうした企業や資金を引き寄せるために、市場を自由・公正・透明という標語の下に整備しようとし、互いに競争することになり、その結果、国・地域の間での制度的差異は次第に縮小する傾向を帯びることとなり、各市場経済は同質化へと向かいます。

ただし、こうした潮流に反する力が働いていることも事実であり、決してそれを無視することはできません。それは一言で言えば歴史的堆積物であり、経験であります。協同組織金融が、こうした大きな潮流に対して、拮抗力として生まれてきたことを確認しておく必要があります。

<注>

i Werner Sombart, *Der Bourgeois Zur Geistesgeschichte Des Modernen Wirtschaftsmenschen*, 1913. 金森誠也訳『ブルジョワ 近代経済人の精神史』中央公論社、1990、469-471 ページ。

ii ゾンバルト、『高度資本主義』、53 ページ。

iii J.R.Hicks, *A Theory of Economic History*, 1969. 新保博・渡辺文夫訳『経済史の理論』講談社、1995、第2・3章参照。

iv Michel Beaud, *HISTOIRE DU CAPITALISME*, 1981. 筆宝康之・勝俣誠訳『資本主義の世界史 1500 - 1995』藤原書店、1996、400 ページ。

v Susan Strange, *Casino Capitalism*, 1986. 小林襄治訳『カジノ資本主義』岩波書店、1988 参照。本書はこうした現象を多角的に述べている。

協同金融に期待する

青山学院大学法学部教授 関 英昭

信頼を築いてきた地域とのつながり

今回この研究会でお話することになったきっかけは、3年前にやはりこの研究会で新会社法についてお話し、その後「特別研究会」ということで新会社法についての勉強会をやることになりました。その過程で、私の住んでいる地域の信用金庫についてのお話をしたためではないかと思っています。

私の給料は大学と取引のあるメガバンクに振り込まれますが、私のカミさんは地域にある信用金庫を日常的に利用しています。地域の信金の何が良いかと言いますと、我々庶民向きの小口の定期積立があり、その積立制度の使い勝手が良いということです。毎月決まった額の積立をするわけですが、これを家まで集金に来てくれます。この時にいろいろな会話があるわけです。定期積立は2年で満期となり、定期預金に振り替えるわけですが、これを何十年と続けるとバカにならない金額になります。こうした長い付き合いから、老後の年金をもらうようになった時、カミさんは迷うことなく信用金庫を振込先に決めました。なぜかという、そうすればいろいろなポイントがつかますし、金利もわずかですが優遇されます。ご近所の知り合いの方は、奥さんが買い物のときに信金の職員の方に留守番を頼むようになっています。

こうした関係ができるのは、まさに信頼が基礎にあるからです。最近ではリレバンなどと新しい言葉が使われますが、地域の信用金庫は、昔から地域の人達とそのような結びつき(リレーション)を持っていたのではないのでしょうか。

勉強会でそんな話を縷々したものですから、本日の話しにつながったのだと思います。

「協同組織金融機関に期待する」のか「協同金融に期待する」のか

さて、当初私が依頼を受けたときには、「協同組織金融機関に期待する」というタイトルではなかったかと思っています。しかし、今日頂いた資料では「協同金融に期待する」となっています。先程紹介しました地域の信用金庫の例をみましても、表現としては、組織でもなく、金融でもなく、協同組織金融機関に働く人達に期待する、というのが適切ではないかと思えます。

話題が少し変わりますが、私がドイツに留学する頃、京都に松田道雄という小児科のお医者さんがいて、その方が新聞で「私は赤ちゃん」とか「私は2歳」といった記事を連載されていました。留学を終えて帰国すると、今度は、岩波新書で『私は女性にしか期待しない』という本を書かれていました。男性は知らず知らずのうちに会社人間になっているのに対し、女性は子育てを通じて充実した生を求めて模索している、という指摘です。そもそも大和民族は、卑弥呼の時代から女性のほうが統治能力を持っているようです。松田先生には一度お会いしているとお話をしたいと思っていましたが、残念ながら亡くなられてしまいました。

「協同組織金融機関に期待する」というテーマをお聞きしたときに、何よりも先に、松田先生のことを思い出した次第です。

つまり、期待するのは組織ではなくて、人なのだということです。

小関智弘さんの講演より

今回のお話をするにあたって、事務局からいただいた研究会編集の「21世紀の協同組織金融機関への提言(中間的なまとめ)」と2004年のシンポジウムの記録の2つの冊子を読みました。その後、最近出版された『地域経済を支える地域・中小企業金融』の一部を読ませていただきました。

その中で、旋盤工で作家である小関智弘さんのお話が具体的でとてもわかりやすい内容でした。小関さんは勤めていた会社が倒産してしまい、旋盤工としての仕事をやめざるを得なくなったようですが、会社が倒産したその原因は、融資を受けていた信用組合の破綻によるものだそうです。しかし、その信用組合は大変面倒見の良い親切な組合だったそうです。逆に、中小企業への融資に「しぶい」方の信用組合が倒れずに生き残っているそうです。これは大変重要な指摘です。我々は、このことをどう理解したらよいのでしょうか。

小関さんは最後の方で次のように提言されています。「国際競争力が言われるが、国際競争力で差をつけられるのは人だ。大量に安く生産するという方法はもう終わった。数は少なくてもすぐれたものを作る必要がある。結局、差をつけられるのは人間でしかない」といった趣旨の内容です。また、金融機関は担保になる土地をどれくらい持っているかを基準にするが、中小企業の持っている技術は評価してくれない、とも言っています。

確かに、経済学はモノ(財)を基準にしていますが、法律学は人の意思(心)や社会状況を考えます。人の意思を尊重し社会的な妥当性を斟酌します。そうでないと法的に判断するのが難しい場合が多いからです。皆さんはどのように思われるかわかりませんが、法律には、人間の信頼関係を尊重する心があるといっても良いと思います。

ところで、先ほど挙げた『地域経済を支える地域・中小企業金融』という本の中で、1891年に「信用組合法案」を提案した品川弥二郎の提案理由書の内容が紹介されています。「中産以下の人民に小資本を供給するには、組合員の対人信用を主として財産を要とせずとし、対人信用の困難を説くものには、第一、組合の区域を一町村もしくは数町村に限り、組合員の生産力と其品行資望等とを詳悉するの便を謀る。第二に信用評定委員会を設け、各組合員の信用すべき程度を評定し、信用尺度表を調整し、審査に利用せよ」という内容です。つまり、貸付にはあくまでも組合員の資質の判定を基礎にすべし、ということです。財産ではなく、その人の信用あるいは信頼関係こそ大事だということです。

努力していない中小零細企業が淘汰されるのは止むを得ないことではと思いますが、技術があり、努力している中小零細企業が評価されないという状況はいかかなものでしょうか。大企業でありしかも北海道の超優良企業だった北海道拓殖銀行が破綻したのは何故でしょうか。現在問題になっているJALの破綻やトヨタ自動車の問題は、どこに問題があったのでしょうか。きちんと検証していく必要があると思います。

協同組合は商人ではない

資料としてテンニースの概念表をお配りしていますが、この概念表は現在でもなお妥当性を持っていると思います。近代市民法は契約の自由が基礎にあります。しかし、契約の自由というときに選択の自由が確保されていなくてはなりません。これは民法の基本でもあります。つまり、自立した個人が選択の自由のもとに契約を結ぶということです。市場が独占状態では、契約の自由はありません。また、人は、自立していないと選択することが難しいですね。企業社会でいえば、自分の親会社を選択する自由が下請けの中小企業に与えられているのでしょうか。そこを考えてみる必要があります。

ゲゼルシャフト的なものとゲマインシャフト的なものを同時に持って出てきたのがゲノッ

センシャフトだ、とテンニースは言っています。つまり、協同組合は、生まれながらにして、株式会社の要素と家族的要素を持っているのです。したがって、協同組合が株式会社に接近するのは自然なのです。

そうすると、協同組合と株式会社とは何処が違うか。よく議論になる点です。特に共済と保険の違いはどこにあるか、ということでは皆さん大分悩まれているようです。共済も保険も同じ技術を使っています。しかし、決定的に違うのは行為主体が違うということです。主体が違えば内容に違いが出てくるものはたくさんあります。同じ教育をするにもかかわらず、学校と塾や予備校は同じであるとは云えません。ドイツでは、同じキリスト教でも、カトリックとプロテスタントが同じだという人はいません。このように、同じ技術や手段を使っても、主体が違うと内容や本質に違いが出てくるものはたくさんあります。

わが国では、最高裁も学説も、同じ営業を行っても協同組合は商人ではないと言っています。協同組合は、営利法人ではないと明確に言っています。協同組合は、利用者・経営者・出資者でもある組合員のための組織ですが、株式会社は、出資者である株主のための組織です。利用書である消費者や経営者である取締役のための組織ではありません。この点をきちんと踏まえておくことが重要だと思います。

新会社法で協同組合はどう位置づけられるか

新しい会社法と協同組合との関係を最後にみておきます。お配りした図は私のオリジナル分析図です。株式会社の機関を、ソニー型とトヨタ型に分けてあります。ソニー型はアメリカの企業によくみられるものですが、わが国ではあまり多く利用されていません。日本の場合は、監査役を置くトヨタ型が中心です。図では新会社法が機関構成のあり方をどのように考えているかを、分かり易く図解したものです。一番大きなポイントは機関構成をどのように考えたか、です。この法律を作った人達は数学的な発想をするようで、因数分解する要領で考えて見ると分かり易いのです。

つまり、会社の機関構成の基準は、3つの基準によって分けられます。一つは縦軸で、これは公開会社か閉鎖会社かという基準による区分けです。株式に譲渡制限があるかないかによる区別です。次は横軸で、会社の規模が中小規模か大規模かによる区別です。最後は取締役会を置くかどうかです。この場合は、図の縦軸と横軸の基準を取り外して見ます。取締役会があるかどうかだけを見ればよいのです。以上が3つの基準です。会社法では中小企業では会計参与を置くことを期待していますが、必ず置かなければならないわけではありません。

しかし、取締役会を置いたら、監査役は必ず置かなければなりません。なぜか。それは、所有と経営が分離した会社では、取締役がしばしば悪さをするからです。では、監査役は誰のために取締役を見張るのかということ、それは株主のためです。監査役は株主に代わって取締役を見張る役目を負っているわけです。それが会社法の考え方です。ところが「会社のため」という言い方をする人がいますが、これは間違いです。所有と経営が一致している会社（たとえば、閉鎖的な小規模会社）では、監査役は必要ありません。株主が経営を監視できるからです。新しい会社法では、この3つの基準で、機関構成の仕組みが異なっていることを知らなくてははいけません。

さらに、従来の株式会社法では、会社は社団法人であるという理解でした。株主は会社と云う社団の構成員、すなわち「社員」という捉え方がされたのです。ところが、英米法を基礎に作られた新会社法では、社員という概念はありません。株主は単にお金を出した人、つまり投資家にすぎません。とくに、経営と所有が分離した公開かつ大規模の会社では、このような考え方ができると思います。

協同組合とこの新しい考え方による株式会社では、「社員」の理解が違うこと、これも重

要な点です。したがって、この新しい会社法のポイントとなる点を、協同組織金融機関の皆さんは、中小企業の人達には是非伝えて欲しいと思います。それにはまず皆さんが勉強し、それを組合員である中小企業の経営者に、教えてほしいのです。

組織を中心に据えるのではなく、人を中心に据えて、信頼関係を作り上げていくことが協同組合としての、協同組合で働く人達の求めている点だと思います。

本日はまとまりのない内容になってしまい、申しわけありません。ご静聴ありがとうございました。

(編集部注) 本稿は、研究会当日のお話を事務局で要約し、関先生に手をいれていただきました。

◆会員の声◆

JF マリンバンクと組合員

東京海洋大学 濱田 武士

JF マリンバンクとは、農林中金、信漁連、信用事業を行う JF (漁業協同組合) や水産加工業協同組合 (加工協) を構成員とした、系統金融グループのことを言う。異なる側面もあるが、JA バンクシステムの漁協版である。農林中金が指導的立場にあることは言うまでもない。

今日の JF マリンバンクの組織再編、組織強化策は、強化再編法の改訂に基づいて、2002 年 9 月に打ち出された「JF マリンバンクの基本方針」により進められている。ペイオフ全面解禁を睨んで策定されたこの基本方針は、一般金融機関と同じく、健全性を確保することを目的としている。

ところで、多くの協同組織は、合併などを進め、組織拡大を図ってきた。しかし、JF 系統は、他の協同組織と比較すると、合併、組織拡大は進んでいない。

2009 年 3 月末の総合農協の数が 779 であるのに対して、沿岸漁業者で組織されている沿海地区の漁協数は 1,094 となっている。組合員数で見ると農協の 1/10 にも満たない漁協がその数において農協よりも多いのである。

水産担当行政は合併を強く推進してきた。にもかかわらず、漁協合併は思うように進まなかった。その要因は、さまざまである。しかし、そのさまざまな要因の背後には、漁協の本質的な特性が横たわっている。

漁協は、もともと漁村 (漁業地区) ごとに、利害対立者である漁業者が民主的に管轄の漁場を利用するために組織された地域の協同組織である。漁場の民主的利用と相互扶助による事業運営によって、地域漁業と漁村の維持・発展を図ろうとするのが漁協なのである。そのことから、地域性が極めて強くなり、漁協運動の単位は村落・集落単位であった。組合員が少なくなっても、合併によって組合の規模を拡大するという論理は組合員にはなかなか通じないのである。例え、行政サイドの強い指導により合併を進めたとしても、漁村ごとの権益を確保するために、資産表上のみの合併が約束された合併も多い。その場合、旧単協は独立採算で運営されている。

しかしながら、信用事業体制については、わけが違う。一県一漁協体制が築かれたところ

は信用事業が県一となっていると容易に理解できるであろうが、県一漁協になっていない県までも、一県一信用事業（統合信漁連）体制が築かれたのだ。また、一県一漁協体制や統合信漁連体制を選択していない県域については、複数自立型の信用事業体制となっているが、その場合、漁協は貯金の全額を信漁連に預け、組合員への貸出は、信漁連からの転貸とする「紐付き再預け転貸方式」が徹底されることになっている。再預け転貸方式では、審査が二段階になるため、資金の貸し出しリスクの管理が信漁連のもとで徹底される。

一県一漁協、統合信漁連体制そして複数自立体制、どれをとっても、県域のマリンバンクシステムの破綻を未然防止する方向で、組織再編・強化が進められたのである。

こうした組織強化体制は、漁協とは言え、一般的な金融機関と同様、「貯金者の保護」という号令により行われた。JF マリンバンクは住専問題と直接関わりを持たない。しかし、水揚不振や水産業自体の縮小再編が続く中、不良債権処理がなかなか進まなかったのである。その上、新自由主義的なイコール・フィッティング思想が強まった。行政指導が入るまでもなく、「貯金者保護の対応はやむを得なし」といったところであった。

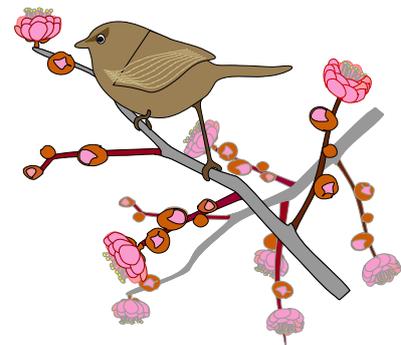
だが、こうした動きを見ていると、何か違和感が残る。確かに貯金者を保護するために組織強化をすることに異議を持つ者はいないであろう。しかし、組合員が受ける金融サービスは明らかに低下しているのである。

一県一漁協あるいは統合信漁連体制の元では、支店化した地元漁協の権限が弱くなり、資金の借りに時間がかかるようになった。また、地元の漁協あるいは支所の金融の窓口やATM さえもなくなった漁村もある。

翻ってみると、市中銀行など他の金融セクターと競争している JA バンクと比べると、漁協の信用事業はささやかなものであり、貯金者といっても、員外利用は少なく、そのほとんどが組合員である漁業者か、その家族である。彼らは、貯金者であると同時に、漁業・漁村を維持発展させるための資金需要者なのである。

今日、組合員（＝貯金者＝資金需要者）と JF マリンバンクとの間には溝ができてつつある。漁協の組合員は漁協の出資者であり、事業利用者であり、事業運営者ではあるが、貯金者としての組合員の流出の危機は顕在化しつつある。

漁協は、地域漁業や漁村の振興を担う職能組織であり地域組織である。JF マリンバンクは、地域金融機関という一般性を追求しているのではないのだから、今後、「貯金者の保護」という抽象的概念に囚われず、漁村そして組合員とどう向き合うか、それを考えなくてはならなくなるであろう。2009 年度から始められた「JF マリンバンク中期事業推進」に期待したいところである。



協同金融の今日的役割を問う！
その特性を発揮するための具体策を探る

2010年3月6日(土) 12:30~17:00

日本大学経済学部7号館講堂 (JR「水道橋」駅下車2分)

【趣 旨】

政権交代を果たした民主党政権は大企業や業界団体を優先した前政権の政策を改め、国民の生活が第一とする方向に舵を取りつつあります。しかし、麻生前総理が「百年に一度の危機」と語った日本経済の先行きは依然として危うく、赤字国債を投入して内需の落ち込みを支えざるを得ない状況に追い込まれています。

特に、中小零細企業は生産・販売の大幅な落ち込みに見舞われ、資金繰りに苦慮しています。また、賃金の低下と雇用不安にさらされている勤労者や年金不安を抱えた高齢者は消費を抑え景気の回復をじっと待っています。

一方、協同組織金融機関は不良資産の抑制や行政による自己資本充実のため一層の経営健全性要請等に対応しなければならず、収益の確保を重視せざるを得ない経営状況にあります。このような状況下で、2009年6月29日に『金融審議会 金融分科会第二部会 協同組織金融機関に関するワーキング・グループ』が、協同組織金融機関のこれからのあり方について中間論点報告書を公表しました。協同組織金融機関はこれら提言を受け止め、その役割を更に充実し、如何に存在価値を高めるかが改めて問われております。

協同金融研究会では、1900(明治33)年に産業組合法が制定された日を記念して、2004年から毎年3月初旬に協同組織金融機関に共通した課題を検討するシンポジウムを開催してまいりましたが、今回は、上述情勢を鑑みて「協同金融の今日的役割を問う！その特性を発揮するための具体策を探る」をテーマに企画を立てました。協同組織金融機関の今日的存在意義や役割について参加者の声をお聴きしながら、議論を深めていきたいと考えております。

参加費 : 2,000円(学生1,000円) 当日受付にて申し受けます

定員 : 200名(満員になり次第締め切ります。2月26日までにお申し込みください)。

申込み : 下記事務局までファックスまたはe-mailでお申し込みください。

送付先 : 協同金融研究会(山口, 笹野, 小島) FAX: 03-5216-6030 e-mail: ccij@jccu.coop

【プログラム】.....

12:30~13:00 開会報告 日本大学名誉教授・協同金融研究会 代表 安田 原三

13:00~15:00 「協同組織金融機関のあり方について」意見発表(各人30分)

家森 信善 名古屋大学大学院経済学研究科教授

宮村 健一郎 東洋大学経営学部教授

板橋 和彦 東京中小企業家同友会政策部部長・(株)ヘキサード代表取締役社長

平石 裕一 非営利協同金融研究者

15:15~17:00 フロアとの意見交換, 討論

(コーディネーター) 相川 直之 全国信用金庫研修所参与

17:30~ 懇親会(立食パーティ: 会費 3,000円)

.....